

平成28年  
1月より

# 債券・公社債投信の 税制が変わります!

## Point 1

### 債券・公社債投信の売却益が課税対象になります

現行

原則非課税

平成28年1月～

20%<sup>\*</sup>の申告分離課税

また、債券・公社債投信の利子と収益分配金（現行は源泉分離課税）、および債券の償還益（現行は総合課税）は、申告分離課税の対象となります。

※復興特別所得税の対象となりますので、実際の税率は平成49年末まで20.315%となります。

この課税方式は、現在の株式や株式投信の配当・分配金（特別分配金を除く）、並びに売却損益の課税方式と同じです。

## Point 2

### 債券・公社債投信と株式等の損益通算と、 売却損（償還損を含む）の繰越しが可能になります

現行

株式・株式投信との損益通算は不可

平成28年1月～

株式・株式投信との損益通算が可能売却損（償還損含む）は、  
翌年以降への繰越し不可売却損（償還損含む）は、確定申告を  
することで翌年以降3年間繰越しが可能

## Point 3

### 債券・公社債投信の特定口座での管理が可能になります

現行

特定口座での管理は不可

平成28年1月～

特定口座での管理が可能

特定口座に組入れると、お客様に代わって野村證券が売買内容の記録や損益計算を行い、税額を算出いたしますので、納税手続きが簡便になります。

「申告分離課税」  
って何？ 特定口座  
の仕組みって？

保有している債券  
や公社債投信は  
どうなるの？

平成27年のうちに  
売却する場合との  
違いは？

詳しくは中面をご参照ください

Q

「申告分離課税」とはどのような課税方式ですか？

A

他の所得とは合算せずに分離して、その所得単独で税額を計算し納税する制度のことを「申告分離課税」といいます。

なお「特定口座」を利用することで、納税手続きが簡便になります。

Q

「特定口座」の仕組みを教えてください。

A

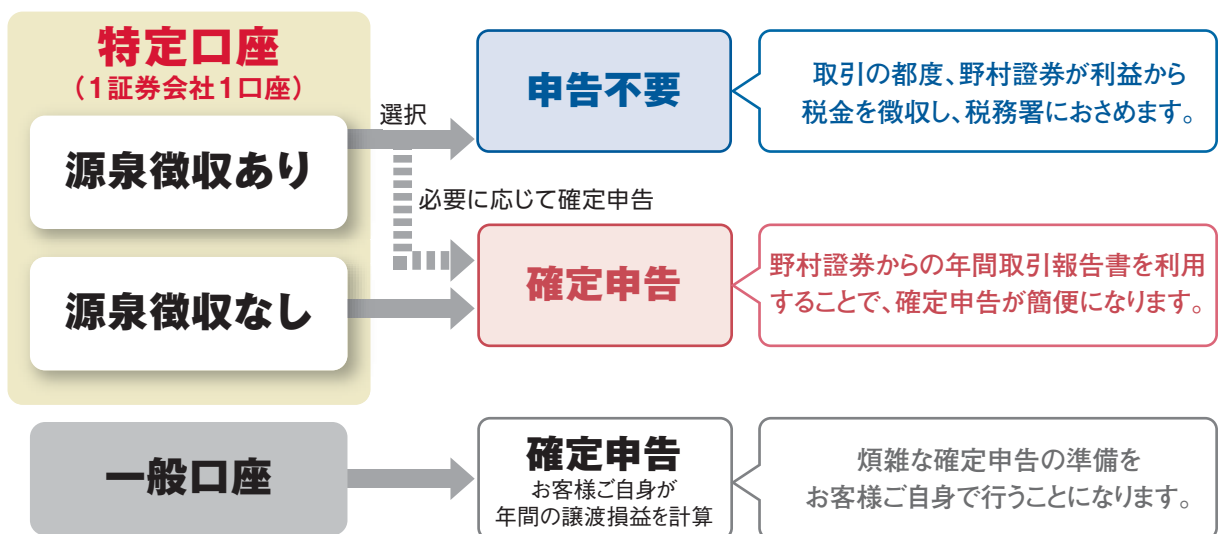
特定口座内の取引について、お客様に代わって野村證券が上場株式等の売買損益や配当金等を計算し、税額を算出して「特定口座年間取引報告書」を作成する仕組みです。

特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、納税手続きも野村證券が行いますので、確定申告は不要※です。また特定口座（源泉徴収なし）をご利用の場合は、「特定口座年間取引報告書」を利用して簡便に確定申告を行えます。

※売却損等の繰越控除を利用する場合、また他の口座との損益通算をする場合は、確定申告が必要です。

なお平成28年1月からは債券、公社債投信の売買損益（償還損益含む）や利子等も特定口座内で管理できるようになります。

現在、「特定口座」をご利用でない場合は、お手続きが必要ですのでお取引店までお申し出ください。



平成28年1月より課税方式が変更され、以下の債券・公社債投信について特定口座での管理が可能になります

債券

国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債 等

※野村で取扱いの円貨建て債券、外貨建て債券は、一部を除いて特定公社債に該当します。

公社債投信

公募公社債投信の受益権、証券投信以外の公募投信の受益権 等

※「野村MRF」「野村MMF」「ノムラ外貨MMF」「公社債投信」「ボンド・セレクト・トラスト」等が該当します。

## Q 保有している債券や公社債投信はどうなりますか？

**A** 平成28年1月1日時点で保有している債券・公社債投信等は、経過措置として、既存の特定口座に組入れることができます。

野村証券では、平成28年1月1日時点でお客様がすでに特定口座をご利用の場合は、原則、お客様がお持ちの債券や公社債投信は、特定口座に組入れさせていただく予定です。

※特定口座に組入れる際にお手続きが必要な場合、また特定口座に組入れることができない場合があります。  
※特定口座への組入れの概要や、組入れが可能なお預り等については、後日ご案内の予定です。

## Q 平成28年1月1日に債券・公社債投信等を特定口座に組入れる際、取得価額はどのように算出されますか？

**A** 特定口座に組入れる際の取得価額は、平成27年末基準の時価ではなく、原則、当初買付けした際の取得価額※となります。

なお外貨建ての債券・公社債投信等の場合、当初買付けした際の為替レートが適用されます。

※取得価額は、法令に基づいて算出されます。同じ銘柄の債券・公社債投信等について、複数回にわたる取得や、譲渡を行なっている場合は、当初買付けした際の取得価額にならない場合があります。

## Q 保有している債券を平成27年中に売却した場合と、平成28年以降に売却した場合、税務上はどのような違いがありますか？

**A** 平成27年中に売却した場合と平成28年以降に売却した場合では、売却損益（為替損益を含む）の課税方法等が異なります。

|     | 平成27年中の売却     | 平成28年以降の売却      |
|-----|---------------|-----------------|
| 売却益 | 非課税           | 課税              |
| 売却損 | 翌年以降への繰越し不可※1 | 翌年以降3年間繰越しが可能※2 |

※1 平成27年中の売却で発生した売却損は、税務上、考慮されません。

※2 平成28年以降の売却について、売却損の繰越控除を利用する場合は、確定申告が必要です。

# 野村證券

[www.nomura.co.jp](http://www.nomura.co.jp)

 それ、  
野村にきいてみよう。

No.1013/1504A (DN)